

# 告 示

## 埼玉県告示第百九十三号

県営土地改良事業手子林第三地区（区画整理事業）の工事を平成二十八年三月二十四日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成三十年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司